

宗教法人浄珠院、永代供養共同墓「安養廟」

管理・使用規則

第1条 宗教法人浄珠院（以下浄珠院という）の設置する、永代供養共同墓「安養廟」（以下安養廟という）は、浄珠院に帰属する壇信徒及び縁故者のうち、永代供養を願う者で、管理者責任者が特に認める者が、共同して墳墓の用に供するものとする。

2. 使用者が存命中に、将来の安心のために安養廟の使用を希望する時は、浄珠院の檀徒の登録をすることとする。
3. 本規則は、前項の安養廟に管理・使用に関する基準を定め、その管理・使用の適正化を図ることを目的として制定する。
又、同目的により別途「補則」を定めることができる。

第2条 安養廟の管理責任者は、浄珠院の代表役員とする。

第3条 安養廟使用の希望者は、別途「安養廟使用申込書」により予め、使用者及び使用者の継承者（以下申込者という）が使用者の氏名を記入し、別に定める使用料その他を添えて、その旨を管理責任者に申請しなければならない。

2. 管理責任者は、安養廟使用の申込があった時は、その申込者に対し使用上の義務を明示し、なおかつ管理上必要と認める時は、使用に関する特別な措置、又は条件を付すことが出来る。
3. 管理責任者が、別に定める使用料その他を受け取り、申込を応諾し、墓籍簿に登録し、安養廟使用許可証を発行した時に、使用者となるものとする。
4. 埋骨された使用者の遺骨は、一切返還できません。

第4条 浄珠院は、安養廟に葬る使用者の霊儀を、浄珠院の法要儀式に従い、次の仏事その他を行い、供養することとする。

1. 法名碑に刻字して供養することとする。但し、申込者の希望により、刻字しないことも出来る。
2. 安養廟への使用者遺骨の納骨式での読経回向。
3. 使用者の原則として33回忌までの、お彼岸（春・秋）、盂蘭盆の墓前での読経回向。
4. 使用者の原則として33回忌までの、年一回の合同供養法要（不定期）

での読経回向。

第5条 申込者は、次の各号に定めるところに従って、安養廟を使用者埋葬のために、使用するものとする。

1. 使用者の葬儀は、申込者の費用で行い、茶毘に付した上で、安養廟に埋骨することとする。
2. 安養廟に埋骨しようとするときは、予め管理責任者に対し、法令にもとづく埋骨許可証又はこれを証する書類を提出し、許可を受けるものとする。
3. 使用者が、存命中は、別に定めるところにより、管理費を管理責任者に納入するものとする。

第6条 申込者・その縁者が、次の各号のいずれかに該当するときは、管理責任者は何らの催告を要せず、申込者に対し、その使用を解除することが出来る。

但し、既に埋骨された使用者の遺骨は、一切返還できません。

- ①申込者が、浄珠院「檀徒規則」に違反したために、使用者が檀徒名簿より削除されたとき。
- ②浄珠院の宗派の典礼、法要、儀式及び慣行を無視、又は妨げたとき。
- ③境内又は墓地内で他宗派の典礼、法要、儀式その他の宗教行為を行ったとき。
- ④第9条に違反したとき

第7条 申込者に、次のいずれかに該当する事由のあるときは、管理責任者はそれ相当の期間内に改善履行することを命ずるものとする。申込者が、この命令に従わないとき、管理責任者は申込者に対し、安養廟使用を解除することが出来る。

但し、既に埋骨された使用者の遺骨は、一切返還できません。

- ①安養廟を、墓地以外の目的に使用したとき。
- ②使用者が、存命中に、2年以上管理費の納入を怠ったとき。

第8条 安養廟に埋葬した遺骨は、管理者責任者が、公用・收容のため、又は墓地の整備その他の必要のために求めたとき以外、改葬することは出来ない。但し、管理者責任者が、前記内容のために改葬を求めたときは、申込者は、これを拒んではならない。

第9条 申込者は、安養廟使用権を第三者に譲渡又は転貸することは出来ない。

第10条 申込者が、安養廟使用権を放棄するときは、その旨書面で届け出た上で、
安養廟使用許可証を返納しなければならない。

第12条 申込者が、安養廟の使用を解除又は放棄しても、既に埋骨された使用者
の遺骨、既に納付した使用料・管理費その他は、返納しない。

第13条 本規則の改廃は、浄珠院の責任役員会の決議を要する。

付則

1. 本規則は、平成13年10月1日より施行する。
2. 本規則は、令和3年12月1日より改定する。

宗教法人浄珠院、永代供養共同墓「安養廟」管理・使用規則 〔補則〕

1. 使用料その他について（補／本規則第3条第1項）

①使用料その他の内容

申込より永代に渉る、墓地使用者の共同墓の使用料、及び、本規則第4条に記載内容の費用。

②金額

金額は、一名或いは一霊、十五万円とする。

2. 管理費について（補／本規則第5条第3項）（安養廟使用者存命中）

①金額及び計算期間

金額は、一期分三千円とし、計算期間は、一年間（4／1～翌年3／31）と定める。

但し、申込が、期の途中であっても全額を納入するものとする。

②納入方法

納入方法は、申込日及び期の始まる前日（その年の3月31日）までに、一期分全額を、管理責任者に現金又は送金にて支払うものとする。

3. この補則は、平成13年10月1日より施行する。